

第9回 下野市行政改革推進委員会会議録

日 時 平成20年2月20日(水)午後1時30分～3時40分
場 所 下野市役所国分寺庁舎 304会議室
出席委員 杉原弘修会長、金子伸禄委員、小林経夫委員、小山中井委員、伊澤和子委員、高田敦子委員、高山幸子委員、青木ムツミ委員、岡本英樹委員、前原保彦委員
欠席委員 なし
出席者 篠崎第一分野担当副市長、小口第二分野担当副市長、古口教育長、野口総務企画部長、諏訪市民生活部長、毛塚健康福祉部長、齋藤経済建設部長、川俣上下水道部長、石田教育次長
事務局 (企画財政課)
篠崎課長、小口主幹兼課長補佐、布袋田主幹兼課長補佐、古口主査、坂本主事
傍聴人 1名

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
- 4 閉会

会長挨拶

(杉原会長) 先日、中国の留学生に日本の風土の話をしたら、留学生に「中国では風土ではなく 水土」と言われた。ところかわれば言葉も違ってくる。委員の皆さんが気づいたことを忌憚なく発言できる雰囲気大切に、今日も進めさせていただく。

議事

会議録署名委員の指名

(杉原会長) 本日の会議録署名委員は、岡本委員と前原委員に願する。

1) 前回会議録の確認について

(杉原会長) 前回の会議録について、訂正等があれば発言をお願いしたい。

(高田委員) 3ページの下から3行目の私の発言であるが、「加えて市長に提出すると同時に市民に公表するとすれば、その後の市長の判断は、この委員会で

まとめたものと違うこともあるのではないかと思います。」を、「市長の判断は、この委員会でまとめたものと同じか違うかということが市民にもつぶさに分かるのではないかと思います。」と訂正をお願いしたい。

(杉原会長) 他になれば、高田委員の発言を訂正して会議録の確定とする。

2) 行政評価における第三者評価について

(事務局) 資料2～6に基づき説明

- ・資料2は「第三者評価イメージ図(修正案)」で、前回までは報告書の作成を第三者評価委員会で行った後、市民と市長に同時期に公開するという流れを示していたが、ご意見を受けて検討した結果、まず市長に提出する流れに変更した。市長に提出した後、部局での対応などをまとめた後、市民に公表することにした。
- ・資料3は「行政評価における第三者評価～例規上の位置付け～」で、下野市における行政評価制度の全体について、行政評価実施要綱、行政改革推進委員会設置要綱と行政評価第三者評価実施要綱の関係を図示したものである。
- ・資料4は「下野市行政評価実施要綱」で、行政評価制度の導入目的をはじめ、第三者評価機関としての下野市行政改革推進委員会の位置づけ、第三者評価の方法などについて位置づけを行ったものである。
- ・資料5は「下野市行政改革推進委員会設置要綱」の一部改正で、下野市行政評価実施要綱を受けて、行政改革推進委員会の所掌事務に第三者評価に関することを追加したものである。
- ・資料6は「下野市行政評価第三者評価実施要綱」で、行政評価における第三者評価の目的、対象、選定基準、評価の視点・方法、結果の公表、反映などに関することをまとめたものである。

(杉原会長) 以上の説明を受けて、皆様からご意見・ご質問をいただきたい。なければ、次に進めさせていただく。

3) 補助金の見直しについて

(事務局) 資料7「下野市各種団体等の補助金の交付に関する基準(案)」に基づき説明

- ・資料について説明する前に、これまでの経緯を説明する。11月の行政改革推進委員会では、補助基準の考え方を検討いただいた。1月の行政改革推進委員会では、再度検討いただき、概ね了解いただいたと考えている。その後、2月の行政改革推進本部会議を経て提示するのだが、資料7の基準(案)である。
- ・資料7の「第1 基準策定の目的」だが、この基準は補助団体への交付基準を明らかにすることにより、より適正な補助金の交付と執行を図ることを目的にしている。
- ・「第2 定義」では、補助金の定義を掲載している。この基準での補助金とは、団体等の行う特定の事務事業に対し公益上必要があると認めた場合に、事務事業実施にあたり行う金銭的給付を指す。

・「第3 交付基準」では、補助金交付の適否を判断する際に勘案する項目を掲載している。
基本的事項では5項目、個別的事項では4項目を掲げている。

- (杉原会長) 以上の説明を受けて、皆様からのご意見・ご質問をお願いしたい。
- (金子委員) 各種補助団体の定義があるかどうかお伺いしたい。公益性とか、人数を何人以上とするとか、人数の制限を付けるなどの定義は必要ではないか。
- (篠崎副市長) 公益性については、前回の資料に として各種補助団体の定義はお示ししており、それでご理解をいただきたい。地方自治法の規定が根拠になる。
- (杉原会長) 公益性の点だけでなく、金子委員のご提案は、人数についての趣旨であったと思うが、それについてはいかがか。
- (篠崎副市長) 検討させていただく。
- (金子委員) もう少し具体的に示していただきたいという趣旨である。
- (杉原会長) 人数制限が要件であるべきかどうかについては、検討が必要である。各種団体の目的についてはよいか。
- (野口部長) 基本的に団体の規約がきちんと整備されているかどうか、規約の中には設立の目的や役員構成などが明記されているということで判断している。
- (金子委員) 行政側はそれで分かっているのだろうが、市民にはなかなか分かりにくい。そこを汲み取って欲しい。
- (杉原会長) 他にいかがか。
- (小林委員) 毎年団体から収支決算書が出てくると思うが、3年ごとの見直しというのは、第3の交付基準の1基本的事項の(5)で、多額の決算剰余金、積立金を有していないことと収支決算書との関係はどのようになるのか。
- (篠崎副市長) 3年前後を目安に収支を含めて、その他見直したいということである。積立金剰余金が多額にある場合は、毎年見直しをすることになる。
- (小林委員) 積立金、剰余金の金額の規模は、どれくらいを基準とするのか。
- (篠崎副市長) 一般的には、予算というか収支の規模による。
- (前原委員) 何か事業を行うときには相当な資金が必要で、積立ての必要がある場合があると思う。その場合はどのように考えるのか。
- (篠崎副市長) 今回は各種団体の運営にかかわる補助金について基準を作り、見直しを行いたいと思っている。事業のための積立て基金は、今回の基準の対象と考えていない。
- (高田委員) 質問は2点ある。まず、第3の交付基準の1基本的事項の(5)で、多額の決算剰余金、積立金を有していないという事項は、積立金に関して全否定ではないということで確認してよいか。
- (篠崎副市長) その通りである。
- (高田委員) もう1点は、第3の基本的事項の(1)の中に、ア、イ、ウとあるが、その

他を追加する余地はあるのか。

- (篠崎副市長) 提案があればお願いしたい。
- (高田委員) イに対応する項目として、「市民の文化の向上及び精神的豊かさの増進に貢献できると認められること」といった項目を追加して欲しい。
- (杉原会長) 皆様のご意見を伺ったうえで、追加であれば追加という方向で進めることになる。
- (前原委員) 今の高田委員の意見は、ウの「総合計画又は各種計画の施策体系上に位置付けられていること」に入っていると事務局は捉えているのか。
- (岡本委員) 総合計画などの中に位置付けられていないので、追加を提案されたと考える。
- (高田委員) 皆さんに、ご議論いただきたい。
- (高山委員) イの中に「市民の福祉と文化の向上」と入れたらよいかと思う。
- (杉原会長) 精神的豊かさというのもキーワードだと思う。
- (石田教育次長) イの「市民の福祉の向上」の「福祉」は福祉行政の福祉ではなく、市民の皆さんのいきがい観の享受という広い意味での福祉で、高田委員のご意見は含めていると認識している。「利益」に精神的豊かさも含まれるということでご理解いただきたい。
- (杉原会長) ただ、高田委員は効果ではなく、貢献といわれている点が違うのではないかと思われる。
- (高田委員) 文化は目に見えにくいものである。効果というと、実績とか目に見える形のものになってしまう。そのため、貢献という抽象的な表現を加えた項目も加えていただきたいと思う。福祉には確かに精神的な意味も含まれているとは理解している。
- (篠崎副市長) 団体の方向性というものである。補助金の交付を受けられる団体を、幅広くというように読んでいただきたい。
- (杉原会長) 定義のほうに、行政目的を効果的かつ効率的に達成するためとある。市民が必要と考えても行政目的に合致しなければ対象にならないとも捉えられ、行政目的の効率的達成が歯止めになっていると私個人としては考える。
- (金子委員) 目的別に、事例を入れた方がよいと思う。
- (杉原会長) この基準について、このように理解・解釈して欲しいというような説明資料を用意していただくと、市民にとって分かりやすくなると思う。先ほどの「市民の福祉の向上」の「福祉」は福祉行政の福祉ではなく、広い意味での福祉であるとか、「利益」に精神的豊かさも含まれるといった解釈についても触れることができる。
- (高山委員) 分からない言葉がいくつかある。事務事業、事業活動、反対給付といった言葉の具体的な意味はなにか。たとえば、団体を存続させることが活動

となるのか、何か事業をすることなのか。わかりにくいのでご説明願いたい。

(篠崎副市長) 各種団体等の補助金の交付に関する基準の中で、団体の存立活動に対して、公益上、行政にとっても効果的な運営をしているということを位置付けている。

(高山委員) 以前から気になっていたのだが、この基準は、現在補助金を交付している団体への継続が前提となっているように思う。全部まっさらな状態から交付することにしたらどうか。これでは、新しい団体が申請できるかどうか判断ができないのではないか。

(篠崎副市長) 補助金の見直しをしていくにあたって、まずは基準を作成したいということである。あくまで見直しとして考えている。団体の運営に関する補助金については、対象となる団体はかなり絞られてきている。

(高山委員) 事業に対しての補助金はあってもいいと思うが、運営のための補助金は必要かどうかと前から考えていた。

(篠崎副市長) 補助金の種別を前回に出しているが、今回の見直し基準案では、団体の運営に関する補助金について検討していきたい。

(高山委員) 先ほど出た、反対給付とは何か。

(篠崎副市長) たとえば、団体の規約以上のことをやりなさいと行政から要請するようなことと考えていただきたい。

(杉原会長) 反対給付の意味と、効果を上げるということは別ということである。

(小山委員) 2の個別的事項の(2)の補助率とは、具体的にはどういうことか。

(野口部長) 公共的な団体については10/10であるとか、私的団体については、奨励助成する事業や活動費の1/2とお考えいただきたい。補助率については、原則として丸抱えではないということである。

(小山委員) 「ただし、補助率を定めて交付することが、その性格上なじまない補助金」の具体例を説明いただきたい。

(事務局)なじまない団体というのは、公的団体で、たとえば法人格をもつ社会福祉協議会、商工会、シルバー人材センターなどが該当する。

(前原委員) 補助率について上限を設ける必要はないか。対象経費とあるが、対象が団体によっては幅広くなると思う。加算されていったときに、上限を設けておいたほうがいいと思う。

(野口部長) 補助金全体で、押しなべていくらということか。

(前原委員) 押しなべてという意味ではなく、団体に対する補助金の上限をある程度決める必要があるのではないかということである。

(篠崎副市長) 金額の上限を設けるべきというご意見か。行政としては、団体に幅広く補助金を交付したいと思っている。2分の1以内といっても、最大限交付するわけではない。

- (杉原会長) 限度額を設定してはどうかという意見かと思う。個別の団体が申請できる金額をたとえば今年度はいくらと設定することは可能かどうか、ということである。
- (前原委員) 見直しの際、ある程度の限度額を決めておかないと補助団体が増えてきた時に心配がある。
- (篠崎副市長) 対応が必要であれば今後検討したいが、現在のところは、限度額の設定は必要ないと考えている。
- (杉原会長) 限度額の設定によって経費の削減になるかもしれないが、一方で補助金の本来の目的から離れてしまうかもしれない。行政側の判断基準として効果をもたなくなるので、行為規範に近いものになるのは性質として違うと考える。
- (高山委員) 2 の個別事項の(1)の「飲食費(会議等における必要な茶菓等を除く。)」で括弧書きは、なぜ入っているのか。補助金を削減しようとしているのにどうしてなのか。
- (杉原会長) 言われるとおりで、細かすぎる。
- (篠崎副市長) 表現の主旨は、茶菓子は団体の会議の中で必要ではというところからきている。
- (高山委員) 補助金を受けている団体の中には、自分たちのためにあるような団体もあるように思う。市全体として考えると、整合性を欠いているように感じる。
- (杉原会長) 時代も変わってきている。現在の社会一般通念上、問題になるかもしれない。具体的には、基準の説明資料で補足すればよいのではないか。昔はかなりルールだった公金支出が今はシビアになっている。基本的には公益的な事業に結びつかない経費はダメだということと、社会一般通念上、公金での支出が疑問視されているものはダメだということでもいいと思う。
- (岡本委員) 会費を払っている場合、自分たちで払っている分をお茶代として充ててもいいじゃないかという考えもある。
- (篠崎副市長) その団体の会議に茶菓子を出さないというわけではない。茶菓子に対して、補助金の対象になるかならないかということである。
- (小林委員) 自治会に関しては、お茶は自治会費から出している。
- (杉原会長) 100 パーセント補助金が出ている団体ではダメだが、50 パーセントの補助率の団体は、残り 50 パーセントの会費でお茶菓子をまかなっているというふうに解釈するということになるだろう。
- (岡本委員) それでは、これまで 100 パーセント補助金が出ていた団体で、お昼にかかってしまってお弁当を出していた例があるとすれば、今後はやめようということか。

- (杉原会長) 書き方によっては、厳しくなるかもしれない。この基準は、行政のための交付判断基準ということである。この基準が必要最小限になっているかどうか、抜けているものがないかどうか、ご意見を頂戴したい。
- (金子委員) 第3の1の基本的事項の(2)の費用対効果の効果は、どのように測るのか。
- (野口部長) 数値的にこれだけの効果があったと言うことは難しい。団体の活動が総じて地域に貢献的な活動をしているということが、誰から見ても妥当であると判断していく中で補助をしていくということだと思う。
- (杉原会長) ここに書かれていることは基準で、飾り文句ですというわけにはいかない。何か指数を置かなければならないと思う。たとえば、今おっしゃられたような満足度調査のようなものがあるとか、提出された書類から判断するとか。金子委員から提案があれば、どうぞ。
- (金子委員) 市民の満足度調査ができればよいと思うが、それは難しいだろう。その辺りをどのように考えているのか。
- (杉原会長) 行政は、これから公益性の判断をしていかなければならない。何ををもって公益性とするかは難しいが、できないとは言えない。根拠を示し効果を説明する必要がある。
- (高田委員) 「費用対効果が認められること」とは、定義のところにある「反対給付を求めることなく」とは違うのか。
- (事務局) 「反対給付を求めることなく」というのは、国で出している「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」における定義を使っている。費用対効果については、数値としては出すのは難しい。
- (野口部長) 補助金は、奨励・助成するためであるので、見返りを求めるものではない。団体から提供される資料から、判断するということになる。どの程度の効果、補助が妥当だということは、決算や事業報告などに基づいて判断していると考えていただきたい。
- (高山委員) この基準で、大体どのくらい削減されるのか。本当に減らされるのであれば、意味がないと思う。
- (野口部長) 旧3町それぞれの、いわゆる補助基準をベースに補助してきたため、類似の団体で補助金のバラつきがある。まずは統一的基準として進めさせていただきたい。お尋ねのどのくらい減らせるのかということはあるが、それは今後進めていきたい。
- (杉原会長) 基準ができて、どれくらい削減できるかというのは、実行してからになる。私のほうから申し上げたガイドライン的なもの、基準に対しての指針のようなものを、追々作成いただければよいと思う。この基準については、おおむねこのような形でよろしいか。
- (委員) 異議なし。
- (杉原会長) 平成20年4月1日から、この基準で進めていかれるということなので、

実施して大騒ぎにならないようにアカウンタビリティを果たしていただきたい。

(篠崎副市長) 会長からあったガイドラインにおいて、団体の定義について説明することによろしいか。

(委員) 異議なし。

4) 行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)の進捗状況について

(事務局) 資料8「下野市行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)」に基づき説明

- ・ 1ページ~25ページ、全69の実施項目において、現在の状況について取りまとめた。
- ・ 今回は経過報告であるため、進捗状況についての評価はしていない。
- ・ 全ての項目が実施スケジュールに入っているため、H19暫定の欄が網掛けになっているものはない。

(杉原会長) これは公表をいつしたのか。

(事務局) 前回までは公表しているが、今回はこれからである。

(杉原会長) お気づきの点があれば、お願いしたい。

(前原委員) 網掛けのところは、文字が読めない。

(金子委員) 17ページの2の職員提案制度の創設と活用について、いつから始まったかわからないが、提案は全部で16件ということか。

(野口部長) 職員提案制度は、今回初めて実施した。募集期間は9月の1ヶ月間で、16件集まった。

(金子委員) 常時やらないのか。

(事務局) 要綱に定めがあり、市長がテーマを定めてやる場合と定期的実施する場合とがある。来年からは、定期的にある程度期間を定めて行う予定である。

(杉原会長) この委員会から提案をするのは難しいかもしれないが、金子委員からは常時やってはどうかという意見である。

(野口部長) 今回初めてのことなので、現時点では、要綱にしたがって実施させていただきたい。ご意見があったことは、関係課に連絡したい。

(前原委員) 24ページの県、他市町との人事交流による資質の向上だが、具体的に見られるか。

(野口部長) 実務的な専門性が磨かれている。また、県の職員が派遣されている。一緒に働いている市職員にとっては、多面的に研修の成果が上がっているといえる。

(杉原会長) 大学のほうでも、大学評価機構というところが学部での成果を厳しく評価される。いつまでに検討して、どういう効果を出すのか約束できなければ書かないでくださいといわれる。行政の評価について、そのように

考える傾向、そういう視点をもつ市民も増えていると思う。そのことも考慮して進めていただきたい。

- (杉原会長) 他にご意見はないか。
- (高田委員) 補助金の交付に関する基準の案や説明について詳しく知りたいと思う。
- (青木委員) 補助金の評価シートのようなものが加わるといいのではないか。
- (岡本委員) 実施計画の中で、平成 19 年度の結果がどうなのかということを知りたかった。
- (杉原会長) 事務局との打ち合わせでは、検討事項がなくなれば、今回が最終回の予定であった。委員の皆さんの大半が次回の開催はどちらでもよいということだが、開催を希望される方もおられるので開催することにする。

5) その他

- (事務局) 次回の開催日だが、3月定例議会などの関係もあって、まだ決定していない。杉原会長と相談して、なるべく早く日程をお知らせする。
- (杉原会長) 以上をもって終了とする。

以上